

神奈川県内の病院における 身元保証人等の状況

平成30年度下半期

事務長部会アンケート調査

公益社団法人 神奈川県病院協会

はじめに

本部会の研究・調査班では、会員病院の事務に役立つ情報収集と提供を目的として、年２回、調査事業を実施しております。

今般、厚生労働省より、平成３０年４月２７日付で「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」の通知がありました。

平成３０年度下半期調査は、この通知を踏まえ、病院が「身元保証人等」を求めている実態を把握することを目的に、「身元保証人等状況調査」を実施することとしました。

このたび、調査結果がまとまりましたので、ご報告申し上げます。

業務ご多忙にもかかわらず、本調査にご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。今回の調査は、あらかじめお知らせしたとおり、公表して活用させていただきます。

調査対象	回答数	回答率	調査期間
284	94	33.1%	2019年2月20日～3月31日

本調査結果より、回答のあった病院の９７％で身元保証人等を求めています。また、その理由は「支払の保証」だけではなく、「医療行為の同意」や「急変時の入退院手続」、「遺体遺品の引取」、「入院中の規則厳守の為」など様々な理由であることが分かりました。

裏を返せば、それだけ身元保証人等がない場合は、病院経営及び医療行為に関してリスクが大きいといえます。

一方、身元保証人等をつけることが出来ない場合でも、後見人等の検討や福祉事務所に相談するなどの最大限の努力をして入院を認めている病院が大多数となっています。

今後、独居の高齢者が増加するに従って、身元保証のない入院で発生した様々なトラブルも増加が見込まれます。これまで以上に行政関係方面のフォローが求められていると考えます。

考察として、日本の医療制度は性善説を基に組み立てられていますが、少子高齢化が進む現在では認知症などの疾患により、悪意がなくても、善意だけでは守れない人が増えているので、支え合う意味でも身元保証人等の関与や補完する仕組みは必要不可欠だと考えます。

平成３１年４月

神奈川県病院協会
事務長部会
研究・調査班

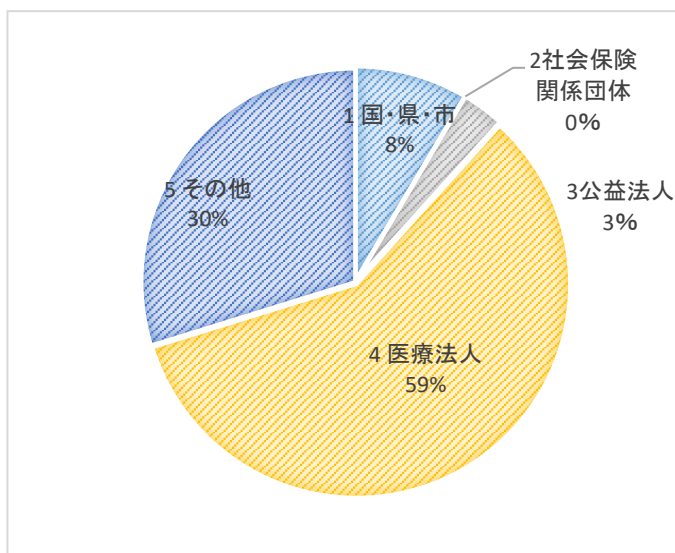
～ 目 次 ～

	ページ
【Ⅰ 病院の属性】	1
【Ⅱ 身元保証人について】	3
【Ⅲ 行旅病人および行旅死亡人の取扱いについて】	9
【Ⅳ 保証金について】	10
【Ⅴ 未収金防止対策について】	11
 参 考	
平成30年4月27日付 医政医発0427号第2号通知 身元保証人等がいらないことのみを理由に医療機関において入院を 拒否することについて ..	13
調査票	14

I 病院の属性

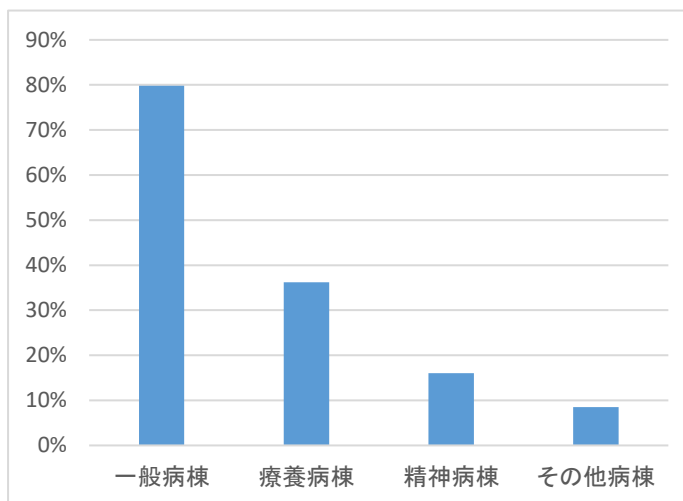
1. 貴施設の経営主体は何ですか。

		回答数
1	国・県・市	8
2	社会保険関係団体	0
3	公益法人	3
4	医療法人	55
5	その他	28



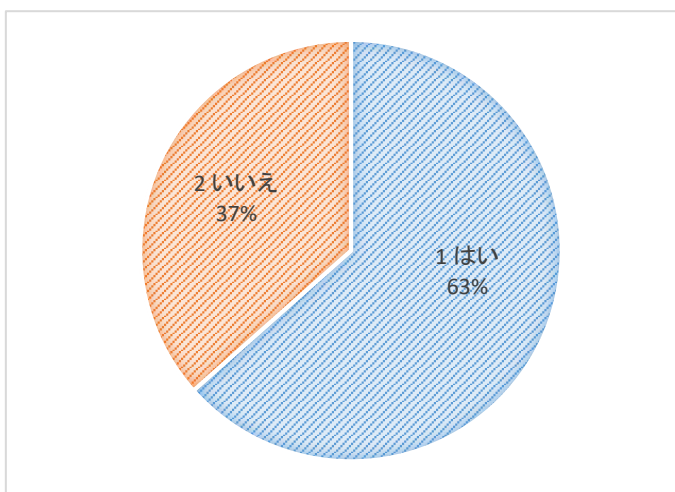
2. 貴施設の属性は何ですか。(複数回答可)

		回答数
1	一般病棟	75
2	療養病棟	34
3	精神病棟	15
4	その他病棟	8



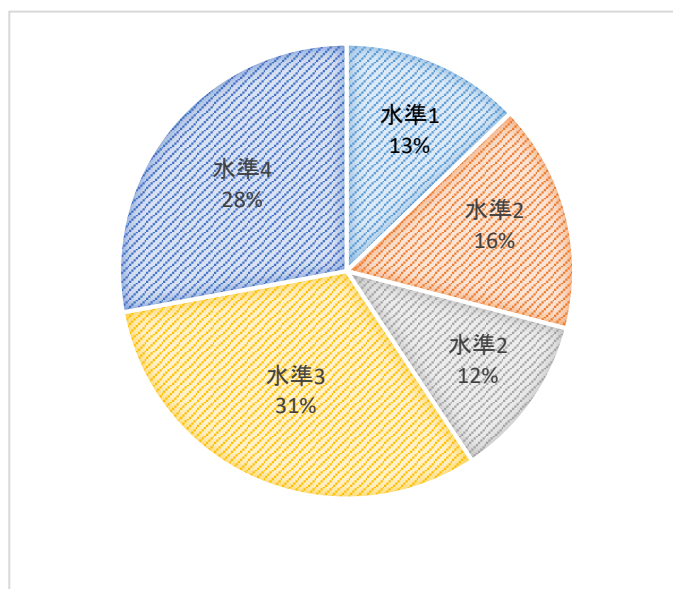
3. 救急告示病院ですか。

		回答数
1	はい	59
2	いいえ	34



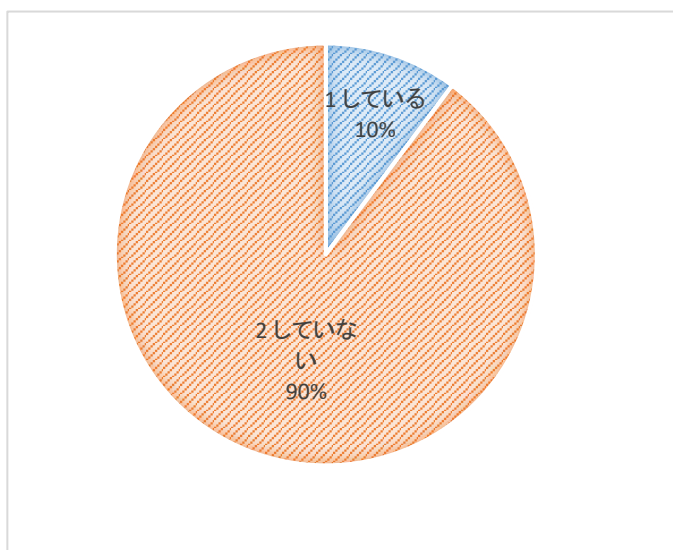
4. 救急医療の水準1～4のうちあてはまるものをお答えください。

		回答数
水準1	救命救急センターを有する病院	11
水準2	救急部門の専用の病床を有している病院	14
水準2	救急専用病床はないが、救急部門より入院患者が1日2名以上いる、または、時間外・救急患者が、1日平均20名以上いる病院	10
水準3	その他の救急病院であり、時間外・救急患者が1日平均2名以上いる病院	27
水準4	時間外・救急患者が1日平均2名未満の、救急医療を告示していない病院	24



5. 無料低額診療事業を実施していますか。

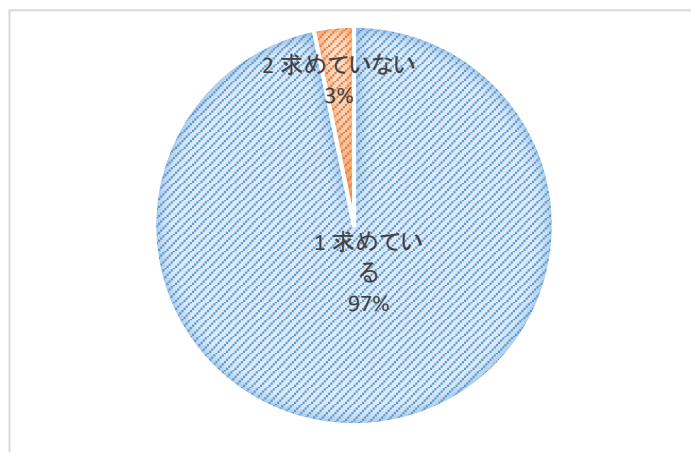
		回答数
1	している	9
2	していない	79



Ⅱ 身元保証人について

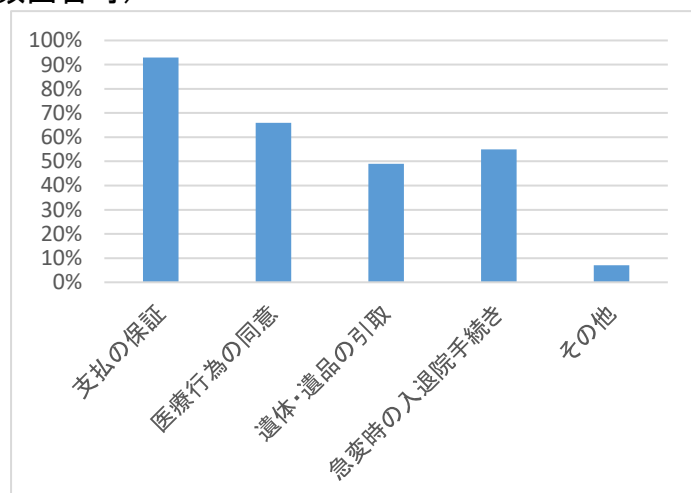
1. 入院時、身元保証人（保証人、連帯保証人、身元引受人、その他類似の名称を含みます）を求めていますか。

	回答数
1 求めている	90
2 求めていない	3



2. 身元保証人を求めている理由は何ですか。（複数回答可）

	回答数
1 支払の保証	87
2 医療行為の同意	62
3 遺体・遺品の引取	46
4 急変時の入退院手続き	52
5 その他	7



その他記載	・ 入院中の病院の規則を厳守していただくため
	・ 患者様に病院の諸規則をお守りいただくことなどを、保証人とともにお約束していただくため
	・ 医療保護入院の同意

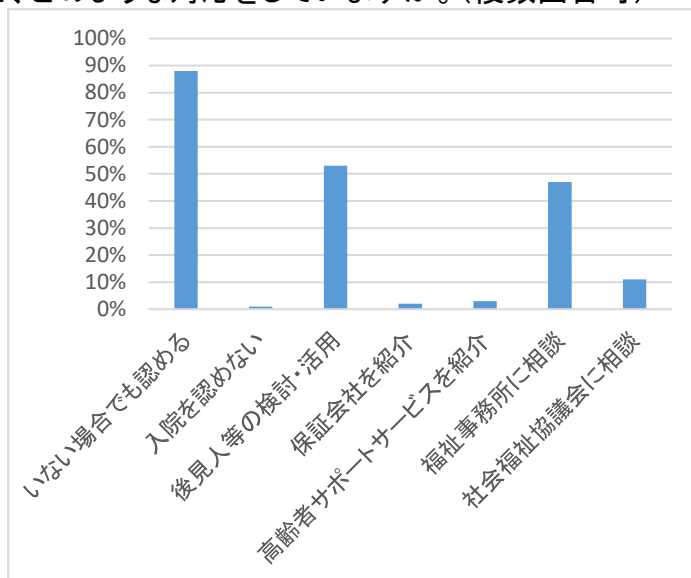
3. 身元保証人を求めていない理由は何ですか。（複数回答可）

	回答数
1 クレジットカード番号の登録	0
2 入院預り金（入院保証金）	0
3 保証会社の利用	0
4 その他	2

その他記載	・ 患者情報（ご本人及びご家族の連絡先と支払予定者のみ確認）
-------	--------------------------------

4. 身元保証人をつけることが出来ない人について、どのような対応をしていますか。(複数回答可)

	回答数
1 いない場合でも認める	83
2 入院を認めない	1
3 後見人等の検討・活用	50
4 保証会社を紹介	2
5 高齢者サポートサービスを紹介	3
6 福祉事務所に相談	44
7 社会福祉協議会に相談	10



具体的な対応

いない場合でも認める

▪ 単身、独居の方も増えており、身元保証人がつけられない方も多い。親族等の搜索も行うが、不在の場合であっても特に医療を制限はしていない。
▪ 身元保証人がいないなどの場合はSWの介入を依頼し、連携をとりながら対応している。
▪ いてもいなくても受け入れている。連絡先として不明な場合は、後日、入院請求担当者や患者サポートセンターにて確認するようにしている。
▪ 有効な健康保険証を持っていて、入院保証金を預かることができる場合については無理に保証人をつけずとも対応しています。予め支払能力に乏しい患者だとわかっていた場合については、分割払いの提案や、生活保護申請を勧めることもあります。
▪ 極力身元保証人の確保を求めています。身寄りがいなく、やむを得ない場合、身元保証人なしでも入院を認めております。
▪ 短期間の入院であり、本人に支払い能力等があると判断すれば身元保証人がいない場合でも入院を認めるケースはある。
▪ 本人の過去の支払状況や入院時の預り金を考慮し、身元保証人がいない場合でも認めている。

後見人等の検討・活用

▪ お支払いが困難な場合や、意識がない状態の場合、退院先の確保などの問題が生じそうな場合は、医師の依頼を受けたSWが後継人の検討を行ったり、福祉事務所に相談したりしています。

保証会社を紹介

- ・ 当院ではやむを得ず身元保証人をたてられない場合も、入院は認めているところですが、当院加療後の転院先に受入を依頼する場合、身元保証人はほぼ必須であり、保証会社に依頼したケースがありました。

福祉事務所に相談

- ・ 身元保証人がいないという理由だけで入院拒否はしていない。入院後、生活保護対象になるか福祉事務所に相談するか、後見人制度を検討するようにし、何かしらの身元保証人が付くようにしている。

社会福祉協議会に相談

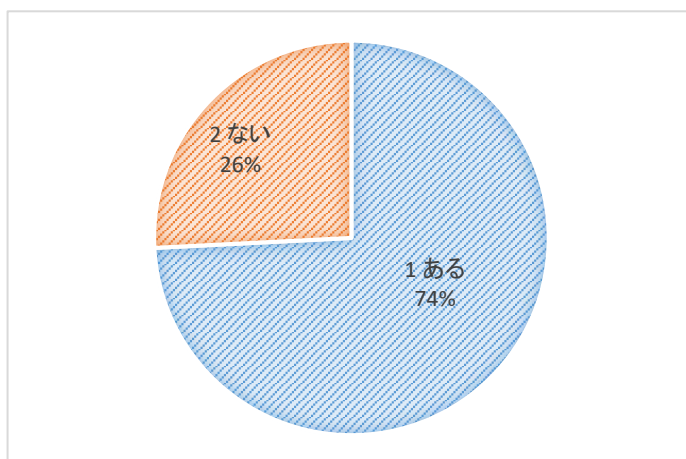
- ・ 身寄りのない患者でも、本人がしっかりしている方であれば、保証人は求めています。そうでない場合は、社会福祉協議会に相談しています。生活保護者は、福祉事務所に連絡窓口となってもらっています。

その他

- ・ 入院費の事前預り金（入院日当日）
- ・ 保証金の増額、緊急連絡先の確保
- ・ 身元保証人がいない方が死亡された場合は、弁護士を通して親族を探している
- ・ 必要に応じてMSWが介入し可能な社会資源の活用を促す。
- ・ 入院前の事前審査の段階で保証人、連絡先の無い方は、誰かしら立てて頂くようお願いをしている。
- ・ 入院証書への記載が無理な場合、支払いについて責任を持つ旨を欄外に記載してもらっている。
- ・ MSWが介入し、適切な機関に連絡し、協力を要請する。
- ・ 入院時の「お預り金」を増額して預かり対応。

5. 身元保証人がついているのに、対応してくれず困ったり、身元保証人とトラブルになったりしたこと

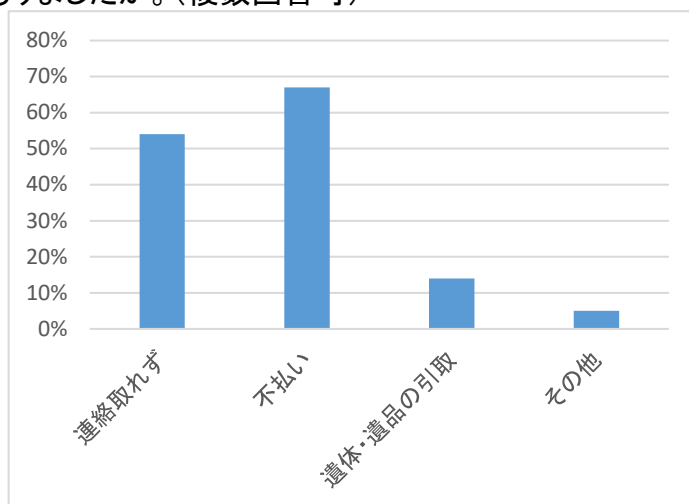
	回答数
1 ある	69
2 ない	24



6. 問5で、あると回答した場合、どのようなことがありましたか。(複数回答可)

	回答数
1 連絡取れず	51
2 不払い	63
3 遺体・遺品の引取	13
4 その他	5

その他記載	・	支払いについて
-------	---	---------



具体的な記載

連絡取れず	
・	実質的に絶縁関係等によりいずれの対応も困難であること。
・	患者さんとの関係が希薄であったり、疎遠であった場合や過去の行き違いにより関係が崩れているなどのケースも多い
・	連帯保証人として、本人が記入したが、事象発生時には介入してくれず、他人ごとになっていた。
・	連絡が取れないことで退院支援がスムーズにいかず、遅れたり、トラブルになることもあった。
・	退院時精算の未払い（連絡取れない）
・	入院費の未払いがあり、電話や手紙をしても連絡が取れなかったり、転院を検討したが身元保証人とすぐに連絡が取れず転院が先延ばしになってしまった。または、家族がいても患者と関係が悪く、入院の同意はするが以降のことは関係拒否とし、身元保証人としても拒否される。
・	連絡取れない、多忙を理由に来院しない。請求書を送って。「転院先だけ探せばいい」と高圧的。
・	電話連絡するも電話に出ない。
・	郵送しても封筒が戻ってくる。
・	患者が身元保証人の了承を得ずに記載していた。
・	電話でも郵便でも連絡が取れず不払い。結局のところ「未収金」として残っている。
・	連絡先が変わってしまい連絡が取れない。
・	支払の代行を求め連絡するも、着信拒否等で連絡がとれなくなる。また、支払拒否され恫喝、脅迫めいた言動を受ける。
・	支払責任者と連絡がつかないまま長期間経過。その間も患者の入院は継続し、雪だるま式に未収額が増額したケース等あり。
・	音信不通になる。
・	携帯電話の通話が「お客様の都合により・・・」 未払いなのか、連絡が取れない状態になる。

不払い

・	支払いができないなど
・	保証人欄に記載はあったが、患者本人が保証人の同意を足らずに記載しており、医療費支払いを拒否されたケースがあります。
・	払うお金が無いと言われる。
・	本人が年金受給者かつ生活保護者で、息子を保証人としていたが、息子家族が生活が苦しく、本人の年金を生活費に充てていたため、退院時に一部負担金を支払えず、分割払いとした。
・	身元保証人が患者の夫と連帯保証人が息子となっていたが退院時に100万ほどの請求に対して支払い出来ず未収金となる。
・	退院当初に「不払い」であったが、督促等により数カ月に支払いになった。
・	連帯保証人自身も資金がなく支払いができない。
・	本人が死亡し、連帯保証人に支払い請求したところ、ただの近所の知り合いのため相続人を探すよう主張され、支払いを拒否されたこと。
・	医療費負担の支払い意思なく未収金に。

遺体・遺品の引取

・	遺体の引き取りについては、行政に相談した。
・	夜間に患者がお亡くなりになった際、緊急連絡先に電話をしたが繋がらない。翌朝になってようやく繋がった。

その他

・	勝手に身元保証人にされたと主張
・	患者が身元保証人の了承を得ずに記載していた。
・	高齢認知症世帯であったり、家族全員が障害者家庭であったり、身内ではあるものの介護介入意欲が希薄である等、やむを得ず身元保証人とはするものの、保証能力、患者本人の意思決定補助能力に疑問生じるケースも多々あり、対応に困るケースが多い。
・	当院は身元保証人が不在でも、診療を断わることはないため、問題はない。

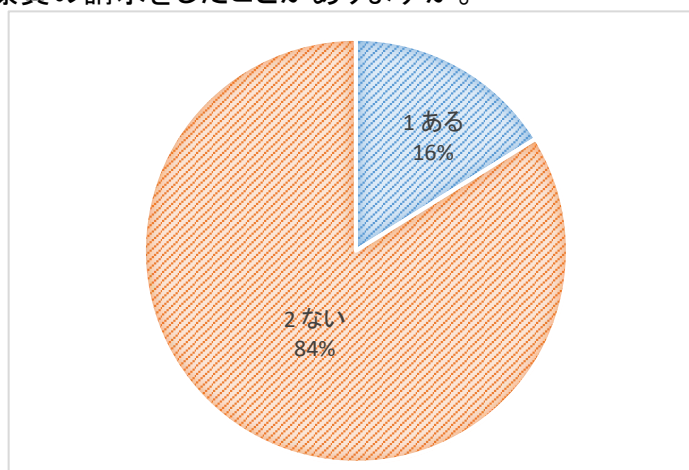
7. 厚生労働省医政局より平成30年4月27日付で通知（別紙）がでましたが、この件についてご意見がございましたら、ご記入ください。

至極当然のことと考えるが、行政のサポートは特に強化されたわけではないと感じる。もしくは強化されたのであっても周知が不十分と感じる	
- 医師法の内容・理念は理解できるが、身元保証人がいないことで医療機関側への未払いが生じることは有る。 - 将来的に身元保証人のいない患者は増えると予想されるので、そのような患者で未払いが生じた際に、医療機関側への措置を国や自治体で検討していただきたい。	
身元保証人等がいないことで入院拒否は出来ないことは、院内周知は出来ている。そのような対象者は、自己判断できる時に、もしもの時のために後見人等検討することも大事だと考える。	
拒める理由として、ケースバイケースになると思いますが、何度注意しても故意に規律を守らない、支払い能力があるにもかかわらず、もとより払う気がない場合は拒む理由になりえるのではないかと思います。	
支払いが困難であっても診療はできる。	
身元保証人がいなければ市のケースワーカーが介入し生活保護になるなど病院にとっても受け入れやすくなる。	
基本的な考え方は理解できますし、当院においても入院拒否することは原則ありません。ただ、入院加療の受入努力をすることが医療経済的に不利にならない制度設計を求めたいと考えます。時に、公立病院からこのような患者さんが転院されてくることがあり、特に補助金等受けていない民間医療機関としては複雑な気持ちになることがあります。努力はされているのだと思いますが、公立病院こそこのような患者さんの受入を積極的に行っていただきたい。	
受け入れ自体はおこなっている。このようなケースでは独居、身寄りなしが多く、支払いも困難な人が多い。多くのスタッフが関わり、退院出来たとしても未収金が発生する場合もある。民間の病院での一部負担金の未払いは経営をひっ迫する事由となる。煩雑な手続きを不要とする医療機関への救済制度があれば良いと思う。	
「正当な理由」に診療（指示）の不履行、拒否、暴力行為、を明示すべきである。	
通知内容は理解できるが、医療機関もボランティアではないので、何かしらの代替案は必要と考える。	
「身元保証人無し」を理由に入院を拒否することを厚生労働省が禁じるのであれば、診療費の未払いが生じた場合の補填策を講じるべき。	
未払いの対応について、何処が対応して頂けるのか。病院が抱えるのか。	
病院として入院拒否ができなく、治療費の回収について不安な状況である中、行政にはしっかりと対応を望みます。	
応召義務もあることから診療や入院を拒むことはないが、その様な患者は未収金やその他トラブルになることが多い。行政でフォローが出来るようにしてもらいたい。	

Ⅲ 行旅病人および行旅死亡人の取扱いについて

1. 行旅病人および行旅死亡人の制度に基づく治療費の請求をしたことがありますか。

	回答数
1 ある	15
2 ない	78



2. 請求の際、何か問題はありましたか。

・	請求希望がありましたが、年度末が近く、県の予算がないと断られた。
・	搬送してきた救急隊の意識欠如
・	適用期間の遡りがない為、初回届出が遅れてしまうと病院負担とならざるを得ないケースがあります。もう少し柔軟性があると良いと思います。
・	市町村によって請求方法、予算が異なるため、指示に従い請求している。外来のみ対応の市町村もあり、土曜日入院、日曜日退院された場合、MSW介入もできず、治療費の請求ができない場合がある。

3. 実際にかかった治療費(全額)の何%の支払がありましたか。

	回答数
100%	10
90%	1

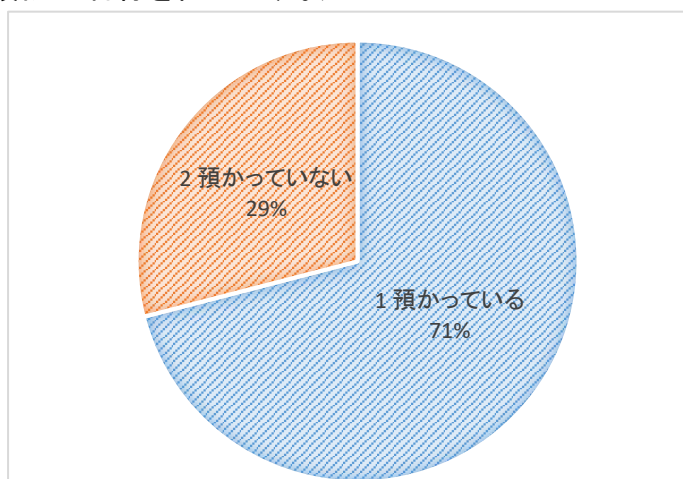
4. 行旅病人制度について、何かご意見がありましたらご記入ください。

・	民間救急医療機関としては、当該制度の存続があることで、最低限の安心をもって救急応需体制を維持できているところがあります。昨今では高齢化社会の進展に伴い、搬送受入入院後、身元の判明がないまま、短期間で亡くなるケースも増加しています。今後もさらに増加することが予想されるため、医療機関の受入努力が診療費の請求先がない等、医療機関の経済的に負担になることがないことを期待したいと思います。
・	ホームレス（住所不定）の患者が運ばれてきた場合、予算等支払いの上限は設けずに支払いをしてもらいたい。
・	当初、「行旅病人」の取り扱い約束も、途中で患者身元（住所地等）判明し取扱い変更となり、結果全て未収金となった。

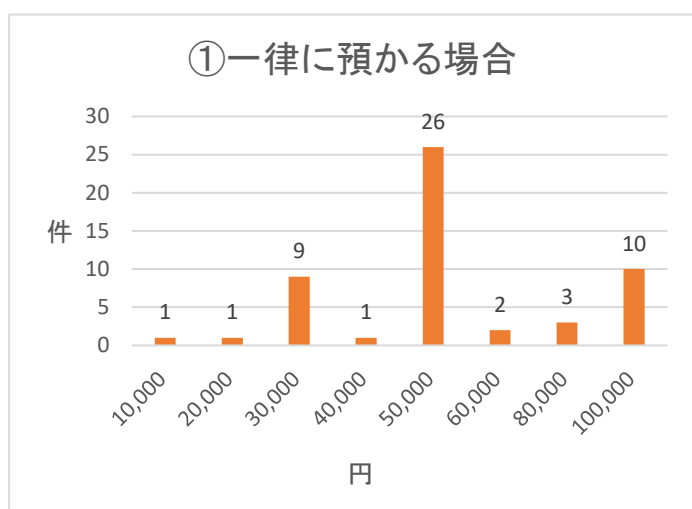
IV 保証金について

1. 保証金を預かっていますか。(前受金等その他類似の名称を含みます。)

	回答数
1 預かっている	66
2 預かっていない	27



2. 問1で預かっていると回答した場合、保証金額を教えてください。



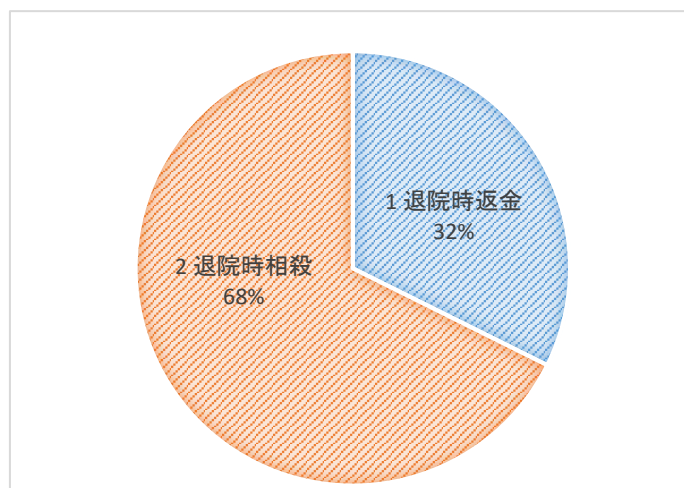
③上記以外の場合

	回答数
・ 保険外	50,000 1
	100,000 4
	200,000 2
・ 自賠責	100,000 1
	200,000 2
	300,000 1
・ 自賠責決定前	100,000 1
	200,000 1
・ 労災決定前	60,000 1
	100,000 2
・ 分娩・出産	50,000 2
	100,000 2
	300,000 1

	回答数
・ 生保	10,000 1
	20,000 1
・ 老人保健	60,000 1
・ 乳児・幼児	30,000 1
・ 一部負担金が発生する方	50,000 1
・ 一般保険	100,000 1
・ 一部負担が発生する方	50,000 1
・ 短期入院	50,000 1
・ 連帯保証人が有り	30,000 1
・ 連帯保証人が無し	50,000 1
・ 保証人が2人いない場合	50,000 1

3. 保証金の精算方法を教えてください。

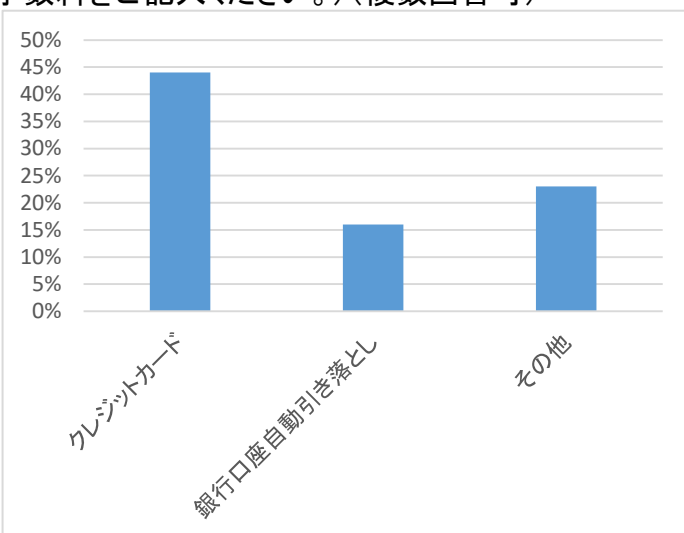
		回答数
1	退院時返金	22
2	退院時相殺	46
3	その他	0



V 未収金防止対策について

1. どのような未収金防止対策をとっていますか。(手数料をご記入ください。)(複数回答可)

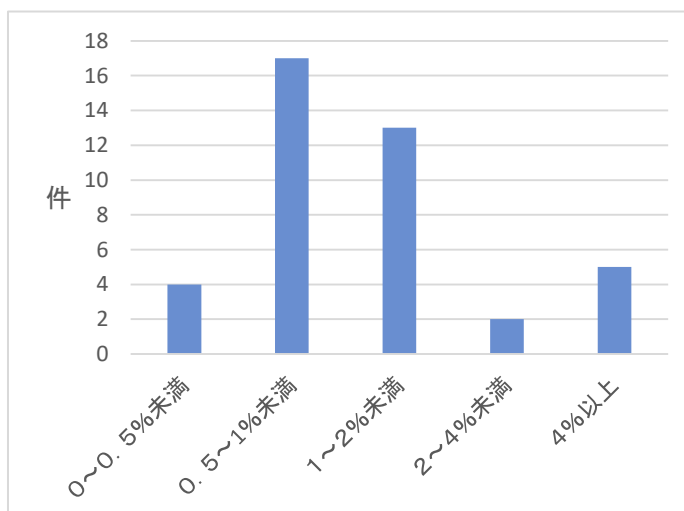
		回答数
1	クレジットカードによる精算	41
2	銀行口座自動引き落としによる精算	15
3	その他	22



手数料について

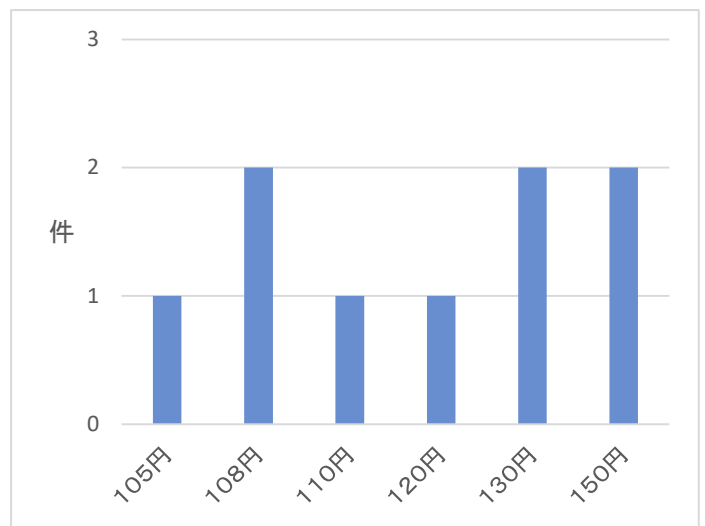
①クレジットカードによる精算(手数料)

	回答数
0～0.5%未満	4
0.5～1%未満	17
1～2%未満	13
2～4%未満	2
4%以上	5



②銀行口座自動引き落としによる精算（手数料）

	回答数
105円	1
108円	2
110円	1
120円	1
130円	2
150円	2

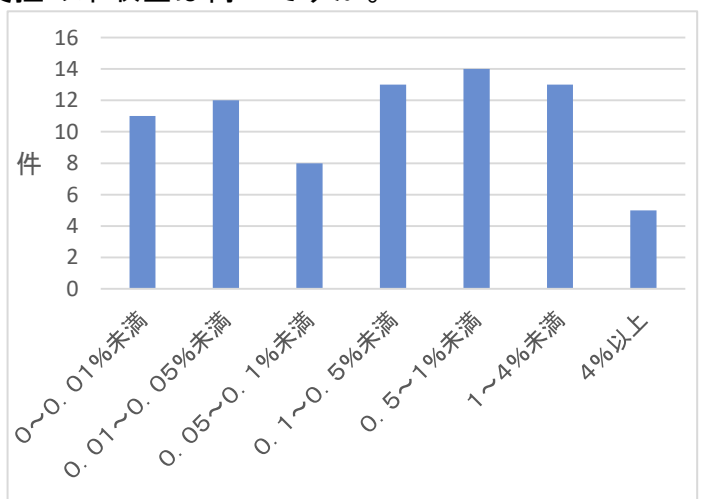


③その他

・ 病院より督促状の送付	・ 分割払い、督促状送付、法律事務所依頼
・ コンビニネットの利用	・ 遠方に住んでいる方は振込対応
・ 法律事務所と契約し、督促してもらう	・ 早目に督促
・ 現金書留での精算・手数料は患者側負担	・ 退院前の概算案内
・ 銀聯カードによる精算・手数料2.5%	・ 退院時に誓約書を記入頂いてる
・ 銀行振込を依頼	・ 毎月の未収金会議
・ 月々の担当者による連絡	・ 弁護士委託、分割払い
・ 債権回収弁護士への依頼	・ 指定口座への振込
・ 弁護士	・ ハガキの郵送と頻繁な電話連絡
・ 患者との面談など	・ 普段から、月締めのお支払いが滞りがちの方に注意喚起をしている
・ デビットカード	
・ コンビニで支払可能な納付書の送付	

2. 平成29年度、医業収入に対して患者自己負担の未収金は何%ですか。

	回答数
0～0.01%未満	11
0.01～0.05%未満	12
0.05～0.1%未満	8
0.1～0.5%未満	13
0.5～1%未満	14
1～4%未満	13
4%以上	5



医政医発0427号第2号
平成30年4月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものである。貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する。

神奈川県病院協会
平成30年度下半期 事務長部会アンケート調査票

「身元保証人等状況調査」

「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関等において入院を拒否することについて」を受けて

I 病院の属性

質		問	
問1	貴施設の経営主体はなんですか。	1	国、県、市
		2	社会保険関係団体
		3	公益法人
		4	医療法人
		5	その他
問2	貴施設の属性は何ですか。(複数回答可)	1	一般病棟
		2	療養病棟
		3	精神病棟
		4	その他病棟
問3	救急告示病院ですか。	1	はい
		2	いいえ
問4	救急医療の水準1～4のうちあてはまるものをお答えください。	水準1	救命救急センターを有する病院
		水準2	救急部門の専用の病床を有している病院
			救急専用病床はないが、救急部門より入院患者が1日2名以上いる、または、時間外・救急患者が、1日平均20名以上いる病院
		水準3	その他の救急病院であり、時間外・救急患者が1日平均2名以上いる病院
問5	無料低額診療事業を実施していますか。	水準4	時間外・救急患者が1日平均2名未満の、救急医療を告示していない病院
		1	している
		2	していない

Ⅱ 身元保証人について

質		問	
問1	入院時、身元保証人(保証人、連帯保証人、身元引受人 その他類似の名称を含みます)を求めていますか。	1	求めている→問2へ
		2	求めていない→問3へ
問2	身元保証人を求めている理由は何ですか。(複数回答可)	1	支払の保証
		2	医療行為の同意
		3	遺体・遺品の引取
		4	急変時の入退院手続き
		5	その他()
問3	身元保証人を求めていない理由は何ですか。 (複数回答可)	1	クレジットカード番号の登録
		2	入院預り金(入院保証金)
		3	保証会社の利用
		4	その他()
質		問	
問4	身元保証人をつけることが出来ない人について、どのよう な対応をしていますか。(複数回答可)	1	いない場合でも認める
		2	入院を認めない
		3	後見人等の検討・活用
		4	保証会社を紹介
		5	高齢者サポートサービスを紹介
		6	福祉事務所に相談
		7	社会福祉協議会に相談
具体的な対応をご記入ください。			
問5	身元保証人がついてるのに、対応してくれず困ったり、身 元保証人とトラブルになったりしたことはありますか。	1	ある
		2	ない
問6	問5で、あると回答した場合、どのようなことがありました か。	1	連絡とれず
		2	不払い
		3	遺体・遺品の引取
		4	その他()
具体的にご記入ください。			
問7	厚生労働省医政局より平成30年4月27日付で通知(別 紙)が出ましたが、この件についてご意見がございました ら、ご記入ください。		
記入欄			

Ⅲ 行旅病人および行旅死亡人の取扱いについて

質 問			
問1	行旅病人および行旅死亡人の制度に基づく治療費の請求をしたことがありますか。	1	ある
		2	ない
問2	請求の際、何か問題がありましたか。		
	具体的にご記入ください。		
問3	実際にかかった治療費(全額)の何%支払がありましたか。		
問4	行旅病人制度について、何かご意見がありましたらご記入ください。		
	記入欄		

Ⅳ 保証金について

質 問		回 答	
問1	保証金を預かっていますか。(前受金等その他類似の名称を含みます。)	1	預かっている
		2	預かっていない
問2	問1で預かっていると回答した場合、保証金額を教えてください。	1	一律に預かる場合
		2	個室等使う場合
		3	上記以外の場合(自賠等・保険外診療などの事由と金額を教えてください。)
			()
			()
問3	保証金の精算方法を教えてください。	1	退院時返金
		2	退院時相殺
		3	その他()

Ⅴ 未収金防止対策について

質 問		回 答	
問1	どのような未収金防止対策をとっていますか。(手数料をご記入ください) (複数回答可)	1	クレジットカードによる精算
		2	銀行口座自動引き落としによる精算
		3	その他()
問2	平成29年度、医業収入に対して患者自己負担の未収金は何%ですか。		